

審査会回答 第 3 号
平成 20 年 4 月 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成 19 年 10 月 1 日付け保指第 5000 号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 2 号

平成 19 年 8 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 19 年 7 月 24 日付け保指第 393 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「千葉県国民健康保険審査会が国保料の審査請求で賦課総額が正しいのかについて判断しない根拠についてわかる一切の書類」というものである。

イ 実施機関は、同時期の開示請求書等から、異議申立人は、鋸南町において適正に事務処理が行われていないことを前提として、千葉県国民健康保険審査会が、意図的に賦課総額について正しいか判断しない根拠を求めているのか、審査会に判断権限がない旨記載された審査要綱等の開示を求めているのか不明であったため、平成 19 年 7 月 4 日付け保指第 328 号により異議申立人に対し、開示請求する行政文書の件名又は内容を具体的に記載するよう補正を求めたところ、平成 19 年 7 月 12 日及び 14 日付けで異議申立人から補正書が送付された。

ウ 補正書に記載された内容は「千葉県国民健康保険審査会が国保料の審査請求で鋸南町における基礎賦課総額と介護納付金賦課総額が正し

いのかについて判断しない根拠についてわかる一切の書類（決裁に関与した県職員が誰かわかる書類を含む）」というものであった。

実施機関は、補正書には開示請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、本件請求は、実施機関から提出のあった同時期の開示請求書の「賦課総額が正しくないことがわかる一切の書類」等の記載から鋸南町の国民健康保険に関する事務処理が適正に行われていないことを前提とした開示請求であるものと認められる。

また、補正書には、上記ウのとおり記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。